別紙３（国土交通省の検証報告書より）

表 4-4-18　ハッ場ダム検証に係る検討　総括整理表（案）　（流水の正常な機能の維持）

評価軸と評価の考え方 ＼ 対策案と実施内容の概要		ケース0（ダム案） ダム	ケース1-1（鹿沢案） ダムからの利水放流＋他用途ダム容量の買い上げ（鹿沢ダム）	ケース1-2（地下水案） ダムからの利水放流＋地下水取水	ケース2-1-1（ガイドライン・鹿沢案） 発電ガイドライン放流（約0.7m^3/s）＋他用途ダム容量の買い上げ（鹿沢ダム）＋地下水取水	ケース2-1-2（ガイドライン・地下水案） 発電ガイドライン放流（0.7m^3/s）＋地下水取水	ケース2-2（ガイドライン案） 発電ガイドライン放流（2.1m^3/s）
1.目標	●流水の正常な機能の維持の必要な流量が確保できているか。	・ダム地点直下（吾妻渓谷）に2.4m^3/sを放流	・ダム地点直下（吾妻渓谷）に2.4m^3/sを放流	・ダム地点直下（吾妻渓谷）に2.4m^3/sを放流	・ダム地点直下（吾妻渓谷）に2.4m^3/sを確保	・ダム地点直下（吾妻渓谷）に2.4m^3/sを確保	・ダム地点直下（吾妻渓谷）に2.4m^3/sを確保
	●段階的にどのように効果が確保されていくのか	【10年後】 ・ハッ場ダムは完成し、水供給が可能となると想定される。	【10年後】 ・新たな計画が速やかに策定されれば、利水ダムは完成し、水供給が可能と想定される。 ・発電容量の買い上げは関係者と交渉が妥結されれば、水供給が可能と想定される。	【10年後】 ・新たな計画が速やかに策定されれば、利水ダムは完成し、水供給が可能と想定される。 ・地下水取水は、関係住民、関係機関と調整が整えば事業実施口となると想定される。	【10年後】 ・発電容量の買い上げは関係者と交渉が妥結されれば、水供給が可能と想定される。 ・地下水取水は、関係住民、関係機関と調整が整えば事業実施中となると想定される。	【10年後】 ・地下水取水は、関係住民、関係機関と調整が整えば事業実施中となると想定される。	【10年後】 ・発電ガイドライン放流後可能（発電ガイドライン流量と残流域からの流出量により供給可能となるため）と想定される。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか	・吾妻渓谷及びその下流で効果を確保する。	・吾妻渓谷及びその下流でダム案と同等の効果を確保できる。	・吾妻渓谷及びその下流でダム案と同等の効果を確保できる。	・吾妻渓谷及びその下流でダム案と同等の効果を確保できる。	・吾妻渓谷及びその下流でダム案と同等の効果を確保できる。	・吾妻渓谷及びその下流でダム案と同等の効果を確保できる。
	●どのような水質が得られるか	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。 ・ただし、地下水取水に関しては、取水地点により得られる水質が異なる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。 ・ただし、地下水取水に関しては、取水地点により得られる水質が異なる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。 ・ただし、地下水取水に関しては、取水地点により得られる水質が異なる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。
2.コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	約30億円 （流水の正常な機能の維持分）	約60億円 （発電容量の買い上げに要する費用、利水ダムの費用は種組まないは含まない）	約180億円 （利水ダムの費用は含まない。）	約80億円 （発電容量の買い上げに要する費用は含まない）	約80億円	約0億円
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	20百万円／年	50百万円／年	1,800百万円／年	330百万円／年	840百万円／年	0百万円／年
	●その他（ダム中止に伴って発生する費用等）の費用	【関連して必要となる費用】 ・移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、利根川・荒川水源地域対策基金による事業（いわゆる水特、基金）が実施される。 【中止に伴う費用】 ・発生しない。	【関連して必要となる費用】 ・移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、利根川・荒川水源地域対策基金による事業（いわゆる水特、基金）が実施される。 【中止に伴う費用】 ・発生しない。	【関連して必要となる費用】 ・移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、利根川・荒川水源地域対策基金による事業（いわゆる水特、基金）が実施される。 【中止に伴う費用】 ・発生しない。	【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に11億円程度が必要と見込んでいる。 ・国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は、1,620億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業の残額が440億円程度であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に11億円程度が必要と見込んでいる。 ・国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は、1,620億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業の残額が440億円程度であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に11億円程度が必要と見込んでいる。 ・国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は、1,620億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業の残額が440億円程度であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。